

長久手市中小企業創業・経営革新支援補助金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、新たに市内で創業・経営革新を行う場合にかかる経費の一部を補助します。

<補助対象者>

長久手市内に店舗・事業所を有し、事業を営む（創業予定者を含む）中小企業者（法人または個人事業主）

【創業支援事業対象者】令和3年10月1日から令和4年2月28日までの間に創業する方で、創業計画書を作成している者

【経営革新支援事業対象者】愛知県の定める「中小企業経営革新計画」の認定を受けた者

※創業計画書の作成、中小企業経営革新計画の申請については長久手市商工会へご相談ください

<補助対象事業と補助対象経費>

補助対象事業	補助対象経費
創業支援事業	創業に伴う賃借料、改修費、機械及び備品購入費（車両は除く）、ソフトウェア購入費、広告費
経営革新支援事業	改修費、機械及び備品購入費（車両は除く）

<補助対象事業実施期間>

交付決定後～令和4年2月28日（月）まで

<補助率及び補助限度額>

補助対象経費に2分の1を乗じた額（1,000円未満切り捨て）

1事業者あたり上限 100万円

<申請受付期間>

【交付申請期間】令和3年10月15日（金）～令和4年2月14日（月）まで

【実績報告期間】令和4年3月31日（木）まで

<申請方法>

事業実施前の申請が必要ですので、実施前に長久手市たつせがある課もしくは長久手市商工会（0561-62-7111）にお問い合わせください。

<申請書、要綱>

<https://www.city.nagakute.lg.jp/soshiki/kurashibunkabu/tatsusegaaruka/2/1/sougyoukeiekakushin.html>

【QRコード】



<問合せ先>長久手市役所たつせがある課
0561-56-0641